

ボートレース徳山 特別観覧施設「ROKU 徳山」使用要領

1. 施設名称 特別観覧施設「ROKU 徳山」
2. 目的 ボートレース事業の認知拡充（新規ファンの開拓）を目的とします。
3. 貸出対象 各種団体・グループ等（5名以上）による会合、懇親会、セミナー、講習会、研修会イベント等でご使用いただけます。
4. 使用可能人数 5名～32名
5. 使用日時 使用日：原則ボートレース徳山の開催日
時間：午前8時15分～午後5時まで
6. 施設使用料 無料（ただし、入場料として1人100円が別途必要となります。）
7. 使用申請 施設の使用に際して、予約状況や使用目的を確認するため、あらかじめ下記の問い合わせ先にご連絡ください。
使用希望日の**10日前**までに、所定の「使用申請書」に必要事項を記入し、ボートレース徳山までご持参又はご郵送してください。
（メール等では受付ができませんご注意ください）
※代表者の方がキャッシュレス会員の場合は、会員番号の記入をお願いいたします。
※代表者の方がキャッシュレス会員でない場合は、本人確認書類の写しを添付の上、申請書と併せて提出をお願いいたします。
※初心者教室（10分程度）を希望する場合は、申請書に記入してください。
8. 使用許可 使用許可書を後日送付いたしますので、当日に必ずご持参ください。
9. 設備等 テーブル、イス、投票機、キャッシュレス投票機。
※当日のみ使用できる「キャッシュレスカード」の貸出が可能です。
10. 持ち込み 飲食物の持ち込みは可能となります。
火気を使用するもの（カセットコンロ等）、動物、その他の危険物につきましては、持ち込むことができませんのでご注意ください。
11. 駐車場 ボートレース徳山駐車場をご利用ください。（無料）

【使用上の注意】

- ・使用に際しては、係員の指示に従ってください。
- ・使用後は、片付けをし、持ち込んで出たゴミは、ゴミ袋を持参しお持ち帰りください。
- ・施設使用中に、施設の瑕疵以外で事故が発生した場合の責任は負いかねます。
- ・使用者が、故意又は過失により施設・設備を破損させた場合は、修繕費用をご負担いただく場合がございます。
- ・喫煙につきましては、喫煙室をご利用ください。

【使用許可できない用途や使用を中止する場合】

- ・営利、政治、宗教目的等で使用する場合
- ・暴力団関係者が使用している場合
- ・危険な行為や大きな音を発生させた場合
- ・飲酒等により秩序を乱す場合
- ・その他、ボートレース徳山が不適切と判断した場合

【問い合わせ先】

ボートレース徳山（周南市ボートレース事業局）

TEL：0834-25-0540 FAX：0834-26-1265

郵送先(住所)：〒745-0802 周南市大字栗屋1033番地

※ご連絡は、ボートレース徳山開催日の午前7時45分から午後4時30分までの間をお願いします。